

「信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」の改正の概要

（１） 信託契約代理店等の届出事項及び添付書類の合理化

営業所等の設置・所在地の変更・廃止における登録事項の変更届について、登記事項証明書の添付を不要とする。

また、役員の変更等における登録事項の変更届について、登記事項証明書等の添付書類は、やむを得ない場合は入手後直ちに提出することとする。

（２） 特定信託契約に該当するもので、目論見書が作成され購入予定者に交付される場合については、契約締結前交付書面の交付を不要とする。